

1 次期計画の位置づけ

- 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画が2020（令和2）年度に終了するため、本市では、障がい者施策を総合的に推進する観点から、次の3つの計画を一体的に策定します。

名称及び根拠法	概要
大阪市障がい者支援計画 (障害者基本法)	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者施策の基本的な方向性を示すもの 中長期の計画として、障がい福祉計画等の終期も勘案し、計画期間は6年間 ⇒ 2018（平成30）年度～2023（令和5）年度
第6期 大阪市障がい福祉計画 (障害者総合支援法)	<ul style="list-style-type: none"> 障がい福祉サービス等について、国の基本指針に基づき成果目標を設定するとともに、必要なサービス見込み量等を定めるもの 国の基本指針に基づき、計画期間は3年間 ⇒ 2021（令和3）年度～2023（令和5）年度
第2期 大阪市障がい児福祉計画 (児童福祉法)	<ul style="list-style-type: none"> 障がい児通所支援等について、国の基本指針に基づき成果目標を設定するとともに、必要なサービス見込み量等を定めるもの 国の基本指針に基づき、計画期間は3年間 ⇒ 2021（令和3）年度～2023（令和5）年度

※ 大阪市障がい者支援計画については、中間見直しを実施。

2 次期計画策定で考慮すべきこと

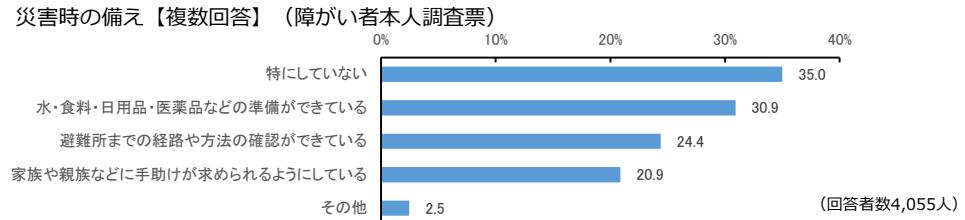
- 法改正や条例改正などの状況の変化を次期計画に盛り込みます。
(法改正等)
 - 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」公布
 - 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が公布・施行 等
- 国の基本指針の見直しを踏まえ、次期計画の成果目標を設定します。
 - 施設入所者の地域生活への移行（整理・継続）
 - 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（整理・拡充）
 - 福祉施設からの一般就労への移行等（整理・拡充）
 - 地域生活支援拠点等における機能の充実（整理・継続）
 - 障がい児支援の提供体制の整備（拡充）
 - 相談支援体制の充実強化等（新規）
 - 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築（新規）
- 2019（令和元）年度に実施した大阪市障がい者等基礎調査の結果を踏まえ、次期計画を策定します。
- その他、新型コロナ等の新型感染症への対策等、各会議での議論結果について盛り込みます。

4 基本理念・基本方針

- 障害者基本法の基本理念にのっとり、これまでの取組や障害者差別解消法等の趣旨を踏まえ、3つの基本方針を引き継いでいきます。
- また、6つの計画推進の基本的な方策に沿って施策を推進していきます。

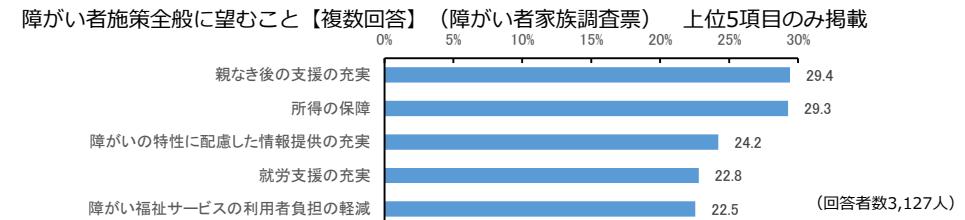
3 令和元年度大阪市障がい者等基礎調査の結果から見てきた課題

● 災害時の対策について



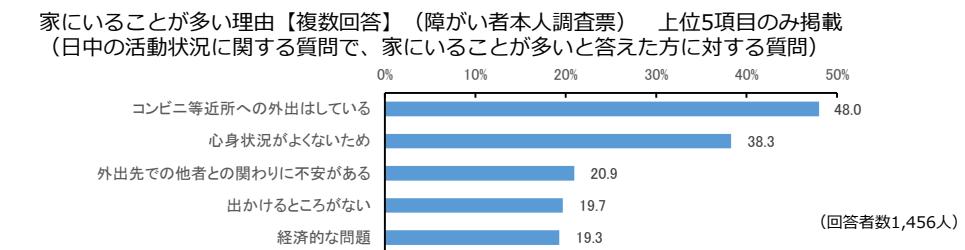
・障がいのある人の3人に1人は備えをしていない状況にあり、災害時に備えられる啓発活動等体制の充実が求められている。

● 親なき後の支援について



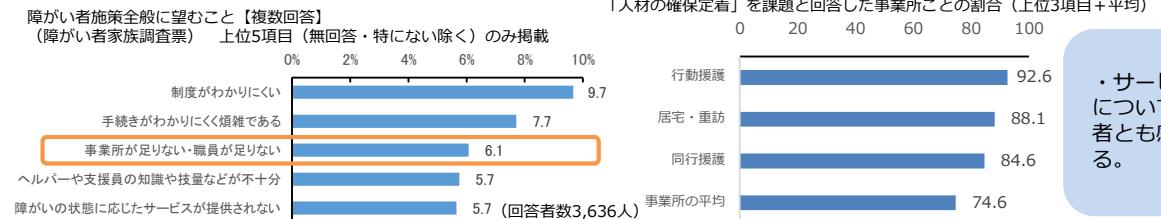
・障がいのある方を支援する方（家族等）のおよそ3人に1人が親なき後の支援を求められている。

● 引きこもりがちな人の支援について



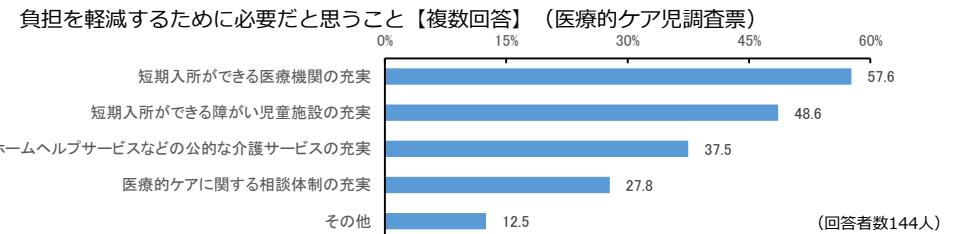
・家にいることが多いと回答した方の半数程度は「コンビニ等近所への外出はできる」と回答しており、何らかの支援やきっかけがあれば外出の機会へとつながる可能性があると考えられる。

● 福祉・介護人材不足への対応について



・サービスの担い手の不足については、事業者、利用者とも感じている現状にある。

● 医療的ケア児への支援について



・医療的ケアをしている方は身体的・経済的にも負担になっており、短期入所ができる医療機関、障がい児施設等や、ホームヘルプサービスなどの公的な介護サービスの充実を求められている。

障害者基本法の基本理念

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す。

基本方針

- 個人としての尊重
- 社会参加の機会の確保
- 地域での自立生活の推進

計画推進の基本的な方策

- | | | |
|-----------------|--------------------|----------------|
| 1 生活支援のための地域づくり | 3 多様なニーズに対応した支援 | 5 支援の担い手の資質の向上 |
| 2 ライフステージに沿った支援 | 4 差別解消及び権利擁護の取組の推進 | 6 調査研究の推進 |

5 障がい者支援計画

※主な取組を記載しています。
※下線については、新たに盛り込んだ内容の一部を記載しております。

第1章 共に支えあって暮らすために

1 啓発・広報

- パンフレットやホームページ等を活用しながら、地域の人のための障がいのある人に対する理解が深まるよう、啓発を進めます。
- 学校教育においては、多様な障がいのある人に対する認識と理解をこどもの頃から深めるための学習を進めます。

2 情報・コミュニケーション

- 障がいのある人が利用できるサービスの情報などを、障がいの状況や特性に応じて、わかりやすく活用しやすい形で提供します。
- 手話、要約筆記、点字、対面朗読、録音図書、コミュニケーションボード、電話リレーサービス、NET119などの普及や市民の理解の促進、さらには関係機関との連絡調整に努めます。

第2章 地域での暮らしを支えるために

1 権利擁護・相談支援

- 「各区障がい者基幹相談支援センター」が、地域の相談窓口として中心的な役割を果たすことができるよう、機能強化に取り組みます。
- 事業者への指導・監査での改善指導を通じ、障がいのある人が必要なサービスをより適切に利用できるよう取り組めます。
- 障がいのある人の重度化・高齢化や家族（支援者）の高齢化、「親なき後」に備え、市域の事業者どうしが連携して地域生活を面的に支援するため、課題を整理し体制を整備します。
- 福祉・介護人材の確保のため障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報の取組を推進します。

2 生活支援

- 障がいのある人たちが一緒に暮らすグループホームの設置促進に努めます。
- 医療的ケア児や家族（支援者）が身近な地域で利用可能な、短期入所事業の実施を検討します。
- 障がい福祉サービス事業所に対する医療的ケアに係る介護技術の向上を目的とした研修等の実施に努めます。

3 スポーツ・文化活動等

- 障がいのある人がスポーツを始めるきっかけづくりや、障がい者スポーツに対する市民の関心を高めるため、障がい者スポーツの振興を図ります。
- 長居障がい者スポーツセンターの老朽化の現状、新たな障がい者スポーツや多様化するニーズを踏まえ、施設整備の方向性の検討を行います。

第3章 地域生活への移行のために

1 施設入所者の地域移行

- 施設入所者の状況や生活に関する意向について把握に努め、必要に応じた働きかけができる仕組みを構築していきます。
- 行動障がいや重度重複障がい等の地域移行が困難な人にも対応した地域生活支援の体制を構築していくために、行動障がい・重度障がいのある人の受入れが可能なグループホームの確保や、専門分野別の研修に取り組むなど、その支援体制や連携体制のあり方を検討していきます。

2 入院中の精神障がいのある人の地域移行

- 大阪市外の精神科病院に入院している人が多いため、こころの健康センターが、病院や大阪府と連携しながら地域移行を推進していきます。
- 入院中の対象者への働きかけとして、ピアサポーターを中心に地域の生活情報提供等を実施します。

第4章 地域で学び・働くために

1 保育・教育

- 障がいのある子どもと障がいのない子どもが、地域の中で共に育ちあう保育・教育を進めます。
- 障がいのある子どもの放課後などの居場所づくりの取組を進めます。

2 就業

- 障がいのある人が働き続けられるよう、仕事と生活の両面を支援するため、「障がい者就業・生活支援センター」などの関係者が、協力する取組を進めます。

第5章 住みよい環境づくりのために

1 生活環境

- 「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」や「障害者差別解消法」の考え方に沿って、大阪市の建物をはじめ、たくさんの方が利用する民間の建物について、みんなが利用しやすくなるよう努めます。

2 安全・安心

- 障がいのある人に対して、自身が可能な範囲で日ごろから災害に備えることができるよう周知します。
- 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）等、感染症の発生時において、障がい福祉サービスを継続利用できるよう、障がい分野での対応窓口を通じ、事業所からの意見等を踏まえ、危機管理、医療、福祉分野が連携して支援する体制の整備に努めます。

第6章 地域で安心して暮らすために

1 保健・医療

- 障がいのある人が、身近な地域で適切な医療を受けられるよう受診の支援に努めます。
- コミュニケーションの支援が必要な人や、重症心身障がい児（者）が適切な医療を受けられるよう支援を行います。
- 相談体制を充実させるとともに、他者とのコミュニケーション技術の向上のためのグループワークや、社会生活に適應するための対処方法を学ぶ生活技能訓練を実施し、外出することが困難な精神障がいのある人が、安心して参加できる居場所づくり等の取組を行います。

6 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

(1) 成果目標

※目標年度：2023（令和5）年度

1 施設入所者の地域移行

- 施設入所者のうち102人を地域生活に移行する等

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 新** 精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 1年平均 316日以上とする
- 1年以上の長期入院者数を1,680人まで減少する等

3 福祉施設からの一般就労

- 新** 福祉施設から一般就労に移行する人を1,168人にする
- 就労移行支援からの一般就労への移行者数 663人
- 就労継続支援A型事業所からの一般就労への移行者数 201人
- 就労継続支援B型事業所からの一般就労への移行者数 83人
- 就労支援事業を通じて一般就労に移行する者のうち7割以上が就労定着支援を利用する
- 就労支援事業所のうち、就労定着率8割以上の事業所を全体の7割以上にする

4 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- 区単位を中心として障がいのある人を地域全体で支える体制を整備する等

5 障がい児支援の提供体制の整備等

- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置するとともに医療的ケア児等に関するコーディネーターを139名配置する等
- ※コーディネーターの配置は新項目

6 相談支援の充実強化等

- 各区の基幹相談支援センターによる、地域づくり・人材育成を担う相談支援体制を強化する

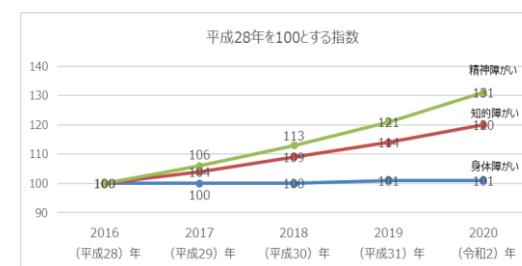
7 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制構築

- 報酬請求にかかるエラーの多い項目等について注意喚起する
- 不正請求等の未然防止や発見のため、大阪府及び審査事務を担っている市町村と連携する
- 指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導について、府及び府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議する

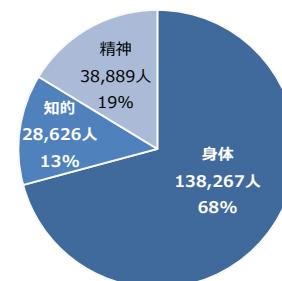
(2) 主な障がい福祉サービスの見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系サービス	月あたり利用者数	17,599人	18,420人	19,421人
	月あたり利用時間	600,857時間	622,674時間	646,042時間
通所系サービス	月あたり利用者数	17,710人	18,064人	18,426人
	月あたり利用日数	288,971日	294,799日	300,759日
居住系サービス	グループホーム	3,201人	3,490人	3,805人
	施設入所支援	1,296人	1,291人	1,285人

(参考) 障がい者手帳所持者数の推移



※各年3月末現在



※2020（令和）年3月末現在